

第1章 改定の背景と目的

1 環境教育・環境学習を取り巻く状況の変化

(1) 第2次札幌市環境基本計画の策定

札幌市は、環境保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とした「札幌市環境基本計画」（1998年（平成10年）策定）を全面的に見直し、まちづくりの最上位の総合計画である「札幌市まちづくり戦略ビジョン」で定める方針や「札幌市環境基本条例」を踏まえ、2018年（平成30年）3月に「第2次札幌市環境基本計画～次世代につなぐ環境首都・SAPPURUビジョン」（以下「第2次基本計画」という）を策定しました。

第2次基本計画では、2050年に実現を目指す札幌の環境の将来像を「次世代の子どもたちが笑顔で暮らせる持続可能な都市「環境首都・SAPPURU」」と定め、その実現に向けた2030年の姿（長期的な目標）と施策の方向を次の「5つの柱」として整理しています。

5つの柱

- ① 健康で安全な環境の中で生活できる都市の実現
- ② 積雪寒冷地に適した低炭素社会の実現
- ③ 資源を持続可能に活用する循環型社会の実現
- ④ 都市と自然が調和した自然共生社会の実現
- ⑤ 環境施策の横断的・総合的な取組の推進

これらのうち「⑤ 環境施策の横断的・総合的な取組の推進」の施策の方向として、「幅広い世代への環境教育・環境学習の推進」を掲げ、学校で行われる環境教育活動の支援をはじめとして、持続可能な都市の形成に向けて環境教育・環境学習を推進していくこととしています。

また、この計画を推進していくことで、後述するSDGs達成のために環境保全の側面から貢献していくことを目指し、5つの柱それぞれに関連するSDGsのゴール（目標）とターゲット（取り組み）を明記しています。

札幌の環境を将来にわたって保全し、持続可能な社会の実現を目指すため、具体的な取り組みを方向付けていく必要があります。



(2) 環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律の公布・施行

「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」（2003年（平成15年）7月公布）は、「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」（以下「促進法」という）へと全部改正され、2011年（平成23年）6月に公布されました。

この中では、地方公共団体に対して、「その都道府県又は市町村の区域の自然的社会的条件に応じた環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する行動計画」を策定するよう促しています。

また、国では、促進法の規定により「環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する基本的な方針」を2018年（平成30年）6月に更新し、公表しています。

これには、「知識を得て理解した内容を他者に伝えることのできる人間」や「既成概念にとらわれず、新しい価値を創り出すことのできる人間」といった環境保全推進のために求められる人間像のほか、政府が実施すべき施策に関する基本的な方針などが記載されています。

札幌市で行われる環境教育・環境学習についても、国の考え方と整合性を図って進めていく必要があります。

(3) 環境問題に関わる国際的な動き

2015年（平成27年）にフランス・パリで開催された国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）で「パリ協定」が採択され、2016年（平成28年）11月4日に発効しました。

この「パリ協定」は、気候変動枠組条約に加盟する196カ国の全ての国が参加する、2020年以降の気候変動対策の新たな枠組みであり、世界の平均気温上昇を産業革命前と比較して、2℃未満（1.5℃以内に抑える努力を追求）に抑えることが掲げられ、そのために、今世紀後半に世界全体の温室効果ガス排出量を、生態系が吸収できる範囲に収めるという長期目標が掲げられました。

また、2015年（平成27年）9月にアメリカ・ニューヨークで開催された「国連持続可能な開発サミット」において、「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択されました。

このアジェンダでは、「誰一人取り残さない」を基本理念に、人間、地球および繁栄のための行動計画として、17のゴール（目標）と169のターゲット（取り組み）からなる「持続可能な開発目標（SDGs）」が定められました。

国連に加盟する全ての国は、このアジェンダを基に、2015



年（平成27年）から2030年までに、貧困や飢餓、エネルギー、気候変動、平和的社会など、持続可能な開発のための諸目標を達成すべく力を尽くすこととしています。

我が国においても、内閣総理大臣を本部長とする「持続可能な開発目標（SDGs）推進本部」を設置し、政府や地方自治体、企業等の役割等を示す「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」を定めているほか、環境省においても、環境に関連している項目について、国内外における施策を積極的に展開することとしています。

札幌市は、2018年（平成30年）6月にSDGs未来都市に選定され、市全体としてSDGsの推進に資する取り組みを行うこととしています。

SDGs未来都市とは、SDGsの理念「誰一人取り残さない」に沿った基本的・総合的取り組みを推進しようとする都市・地域の中から、特に、経済・社会・環境の三側面における新しい価値の創出を通して、持続可能な開発を実現する潜在能力が高い都市・地域を内閣府が選定するものです。

札幌市がSDGsを推進するまちであることを広く市民に周知することに加え、市民一人一人が、温室効果ガス削減に貢献し、積極的に環境を守る都市「札幌」に住むことを誇りに思い、豊かな環境を未来に継承できるように、環境教育・環境学習を推進していく必要があります。

(4) 札幌市教育振興基本計画の策定・改定

札幌市教育委員会では、札幌市の教育の目標や方向性を明らかにするとともに、これらに基づき、教育に関する施策を総合的・体系的に進めていくことを目的に、2014年（平成26年）2月に札幌市教育振興基本計画を策定し、さまざまな教育施策を進めてきました。

2019年（平成31年）2月には、2019年度（平成31年度）からの5年間で取り組む教育施策を盛り込んだ札幌市教育振興基本計画〈改定版〉を策定しましたが、これまでと同様に、世界の人々や次世代への思いをもって、環境と自分との関係性を考え、よりよく生きようとする態度を育むため、環境教育に係る施策を展開していくことを示しています。

また、2009年度（平成21年度）から各園・学校が共通で取り組んでいる「札幌らしい特色ある学校教育」においては、引き続き、その中核テーマとして「雪」「環境」「読書」を掲げ、関係部局が連携しながら、札幌の豊かな自然環境・人的環境・文化的環境を生かした特色ある学校教育を展開しています。

今後も、継続して、教育機関等で行われる環境教育・環境学習の充実を図っていく必要があります。

(5) 学習指導要領等の改訂

2017年(平成29年)3月以降、幼稚園教育要領および各学習指導要領が順次改訂・実施されています。

学習指導要領等には新たに前文が加えられ、「これからの学校(幼稚園)には、<中略>一人一人の生徒(幼児・児童)が、<中略>持続可能な社会の創り手となることができるようにすることが求められる。」とされており、全ての教科を通じて持続可能な社会に向けた教育(いわゆるESD¹)を行うべきことが強調されています。

教科別の解説においても、例えば小学校家庭科では「持続可能な社会の構築等を視点として考え、解決に向けて工夫することが大切であると気付かせる」とされています。中学校社会科の地理的分野と公民的分野では、持続可能な開発目標(SDGs)に触れることとされるなど、持続可能な社会の担い手を育成することについて充実が図られています。

学習指導要領等では、子どもが生涯にわたって能動的に学び続けることができるよう、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善(アクティブ・ラーニングの視点に立った授業改善)を推進することがポイントの一つとして示されています。例えば、生命の有限性や自然の大切さなどを学ぶに当たり、体験活動を重視し、家庭や地域社会との連携を継続していくよう工夫することが示されています。

今後は、こうした学習指導要領等の趣旨のほか、札幌市における学校教育の実情を考慮しながら、環境教育面での支援内容や取り組み内容を改善していく必要があります。

学習指導要領改訂スケジュール

	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度	2021年度	2022年度	
幼稚園		周知・徹底	2018年度(平成30年度)から全面实施					
小学校	改訂	周知・徹底	移行期間			2020年度から全面实施		
			教科書検定	採択・供給	使用開始			
中学校		周知・徹底	移行期間				2021年度から全面实施	
			教科書検定	採択・供給	使用開始			
高等学校	改訂	周知・徹底	移行期間				2022年度から年次進んで実施	
			教科書検定	採択・供給	使用開始			

(文部科学省発表の資料を基に札幌市が編集)

¹ 【ESD】 Education for Sustainable Development (持続可能な開発のための教育) の略。地球に存在する人間を含めた命ある生物が、遠い未来までその営みを続けていくために、これらの課題を自らの問題として捉え、一人一人が自分にできることを考え、実践していくこと(think globally, act locally)を身に付け、課題解決につながる価値観や行動を生み出し、持続可能な社会を創造していくことを目指す学習や活動のこと。

2 改定の目的

札幌市では、持続可能な社会をつくるため、環境について理解と認識を深めるとともに、自ら考え、判断・行動することのできる人を育てることを目標に、環境教育に関するさまざまな施策を進めてきました。

2007年（平成19年）に改定した「札幌市環境教育基本方針」では、地球環境問題を重点化テーマとして、また、子どもを重点化対象として、4つの取り組みの柱（①人材の育成、②情報の共有・活用、③プログラムの作成、④機会づくり・場づくり）を掲げていました。

この方針に基づいて、「エコライフレポート」をはじめとするさまざまな取り組みによって、多くの児童・生徒に環境問題に興味・関心を持ってもらうよう働き掛けを続けてきました（【<資料編>1 前方針に基づく取り組みの実績と評価】参照）。

「1 環境教育・環境学習を取り巻く状況の変化」で紹介したように、国も世界も、持続可能な社会やその担い手づくりを進める姿勢をより強力に打ち出し、動き始めています。

このような背景の中、1(1)の第2次基本計画では、横断的・総合的な取り組みを推進するため、幅広い世代への環境教育・環境学習を進めることとしました。

これらを受けて本方針では、より広い視野で環境教育・環境学習を捉え直すとともに、環境問題をより多くの人に伝え、環境に配慮した行動を促していくため、改定を行うこととしました。

3 本方針の位置付け

本方針は、札幌市環境基本条例第17条の規定に基づき、札幌市の環境教育・環境学習の基本的な考え方を明らかにするとともに、「札幌市まちづくり戦略ビジョン」で定める方針を踏まえて策定された、「第2次基本計画」における札幌の環境の将来像に近づくための環境教育・環境学習の取り組みの方向性を示すものです。

また、札幌市の教育分野の関連計画である「札幌市教育振興基本計画」や、環境分野の関連計画である「札幌市温暖化対策推進計画」、「新スリムシティさっぽろ計画」などと連携・整合を図ることとします。

なお、本方針は、促進法第8条が求める行動計画としての位置付けも有しています。

